

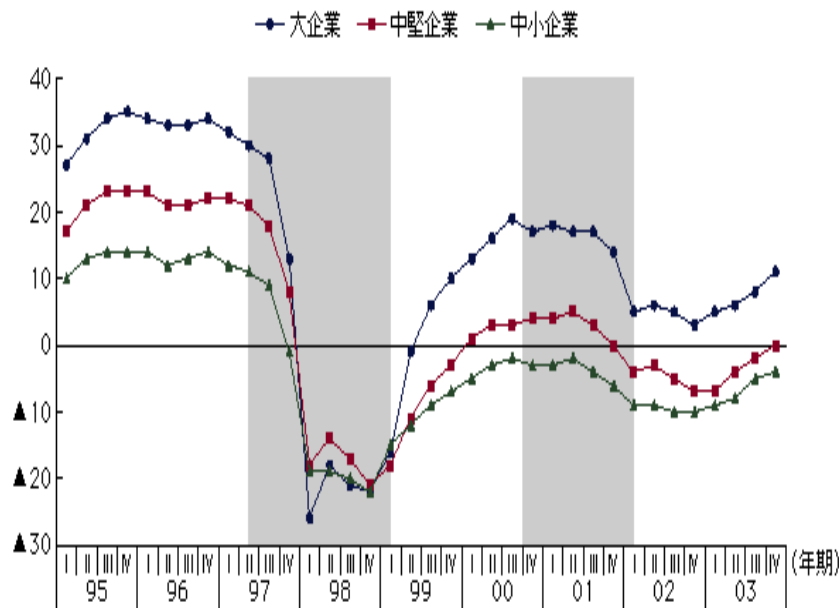
「中小企業の会計」
～その整備と普及に向けて～

平成16年11月
中小企業庁

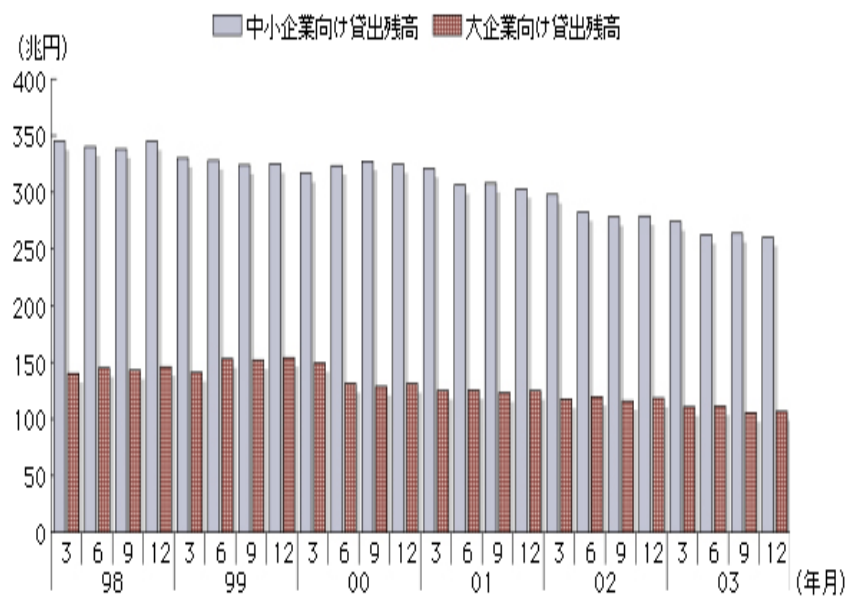
1. 「中小企業の会計」策定の背景：金融環境

中小企業をとりまく金融環境は、最悪期を脱したものの、依然として厳しい状況。金融機関の貸し出し態度も低い水準にとどまっている。貸出残高を見ても、大企業に比べ低く、依然として減少傾向にある。

金融機関の貸出態度



規模別貸出残高の推移



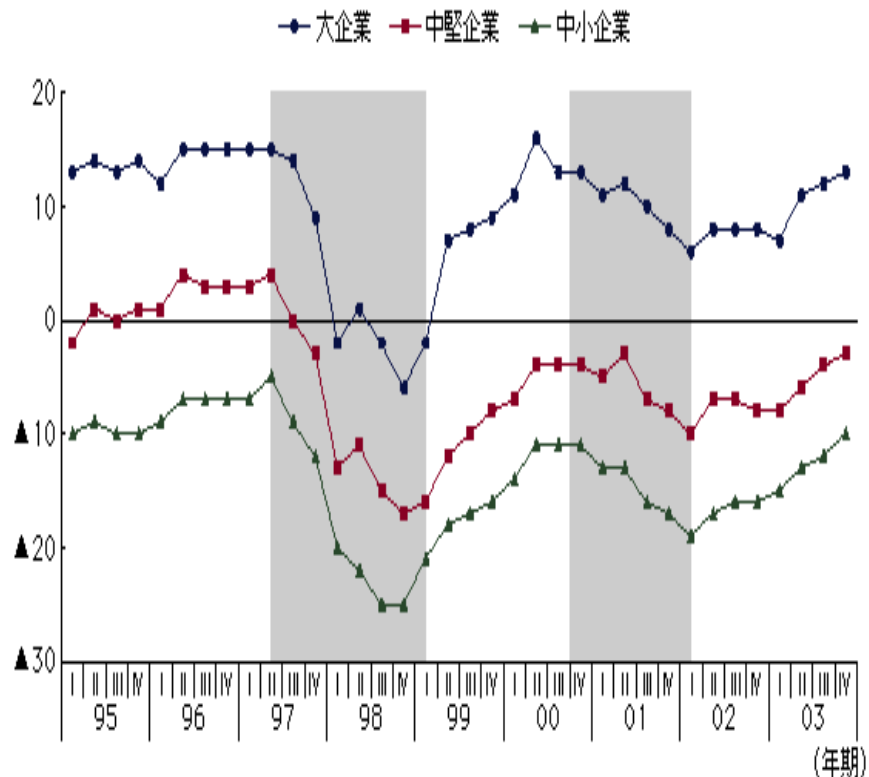
資料：日本銀行「企業短期経済観測調査」
 (注) 金融機関の貸出態度判断D1=「緩い」-「厳しい」

資料：日本銀行「金融経済統計月報」他より、中小企業庁調べ

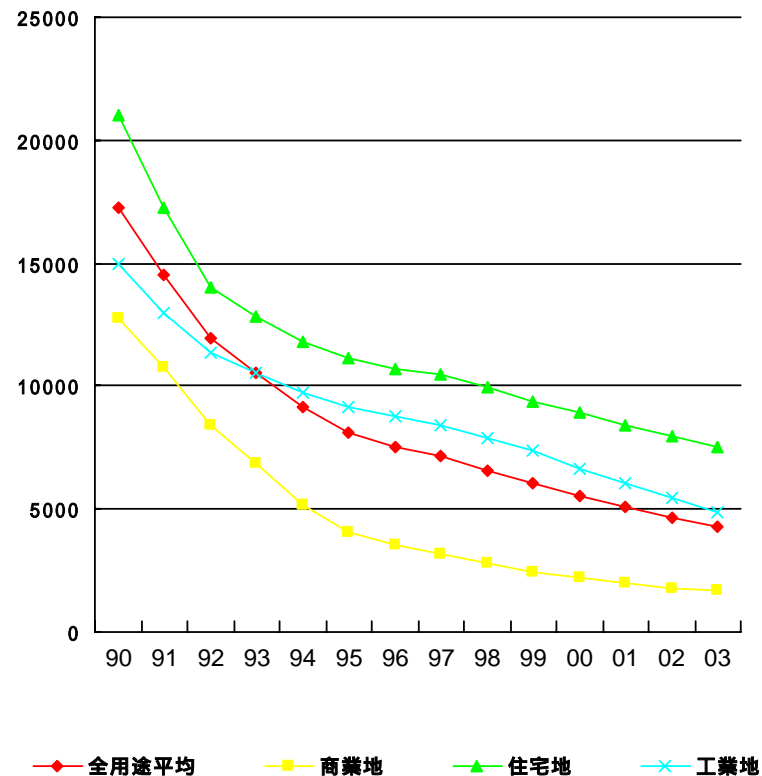
2. 「中小企業の会計」策定の背景：金融環境

金融環境の厳しさが、中小企業の資金繰りを低い水準にとどめている。特に、土地等の資産価値が減少している中、従来のような担保に頼った金融には行き詰まりがある。

資金繰り判断DIの推移



市街地価格指数の推移



資料：日本銀行「企業短期経済観測」
 (注) 資金繰り判断DI = 「楽である」 - 「苦しい」

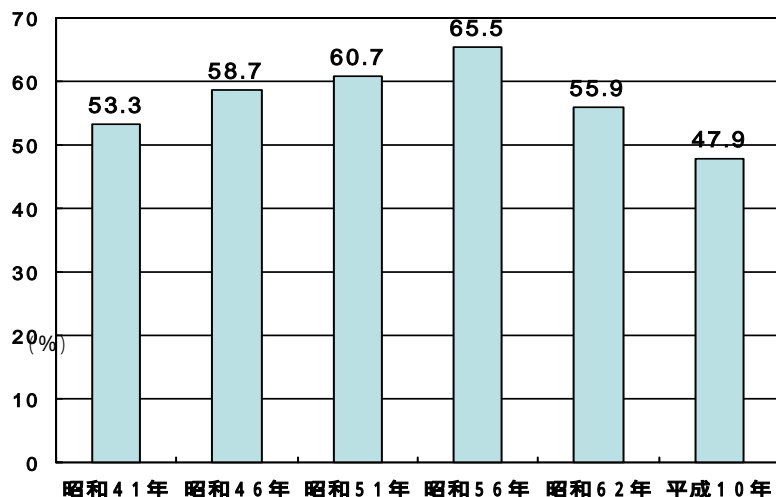
1954年を100とした際の指数の経年変化

出典：財団法人日本不動産研究所ホームページ

3. 「中小企業の会計」策定の背景：取引環境

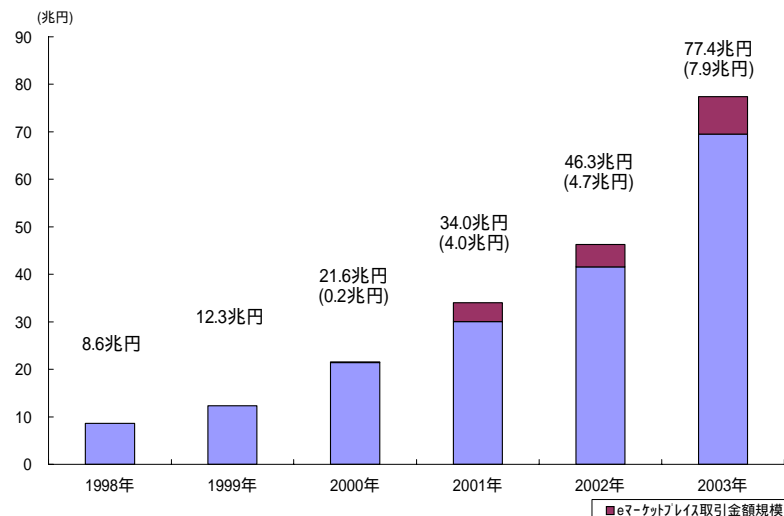
中小企業をめぐる取引関係も流動化している。下請中小企業比率が減少し、従来の固定的取引関係が変容する一方、電子商取引等の新しい取引関係が拡大している。こうした中、中小企業が自ら新たな取引先を開拓する必要性が高まっている。

下請中小企業比率の推移



資料：商工業実態基本調査、工業実態基本調査を再編加工

BtoBの電子商取引市場規模



出典：電子商取引に関する実態・市場規模調査

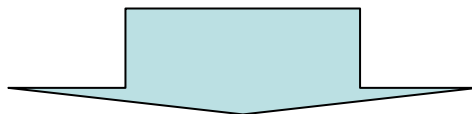
適切な会計に基づいた経営情報の開示による信頼の獲得・自社の会計情報の的確な認識が不可欠に

4. 「中小企業の会計」策定の意義

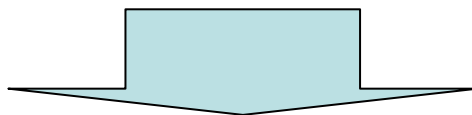
中小企業の会計の質の向上が、資金調達の方途を拡大し、新たな取引先を開拓する有力な手段となる可能性。

1. これまで、中小企業の会計は、税務を主な念頭に置いて行われ、メインバンクや継続的取引先以外には情報開示する意識が乏しかった。
2. 公開企業を対象とした会計基準は存在するが、非公開企業が準拠すべきは「公正なる会計慣行を斟酌」と商法第32条2項に規定されるのみで、明確でなかった。

公開企業の会計基準は、国際化の流れで年々新たなものが導入されていくが、これらは中小企業にとっては過重なものとなっており、そのままの援用が困難。



非公開で株式公開を目指さない、商法上の小会社を念頭に、商法上の計算書類における会計の在り方を「中小企業の会計」として明らかにすることが必要。



中小企業庁に研究会を設置し、「中小企業の会計」の取りまとめ(平成14年6月)

5. 「中小企業の会計」の概要

中小企業が、商法上の計算書類を作成するに際し、債権者・取引先に有用な情報を提供するものであり、また、経営者に理解しやすく、過重負担にならないこと、実務に配慮したものであるものとして、準拠することが望ましい「**中小企業の会計**」を明らかにした。

「中小企業の会計」の基本的な枠組み

債権者・取引先の信用を得る観点から、中小企業においても実行すべき事項を明確化
(例) 減価償却については「每期継続して、規則的な償却を行う」こととした

負担可能なコストや計算書類の目的等、企業規模の違いを考慮し、任意適用とする事項を明確化

(例) 税効果会計や固定資産の減損会計基準等については、基本的に任意採用とした

商法上の義務ではないものの、債権者等の信用を得る観点から、作成が望ましい事項を明示

(例) キャッシュフロー計算書や注記事項等については基本的に任意採用とした

記帳、開示(ディスクロージャー)についても、会計の一連のプロセスとして規定

6. 中小企業庁・中小企業関連団体における取組み

中小企業庁

平成15年9月「中小企業の会計35問35答」作成、38万部を配布

平成16年7月「中小企業の会計38問38答 改訂版」作成、40万部配布予定

中小企業大学校

「中小企業の会計」パンフレットを活用した「中小企業会計啓発・普及セミナー」を開催
(全国で200回開催予定、受講者目標数1万人)

商工会議所、商工会

「中小企業の会計」に関し、経営者向けのセミナーや経営指導員が実施する経営者を対象とした勉強会等を実施。

日本税理士会連合会

平成14年12月「中小会社会計基準」作成

平成15年 3月「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」作成

日本公認会計士協会

平成15年 6月「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」

「企業の総合力評価チェックリスト」

「財務内容の様式及び記載内容のチェックリスト」

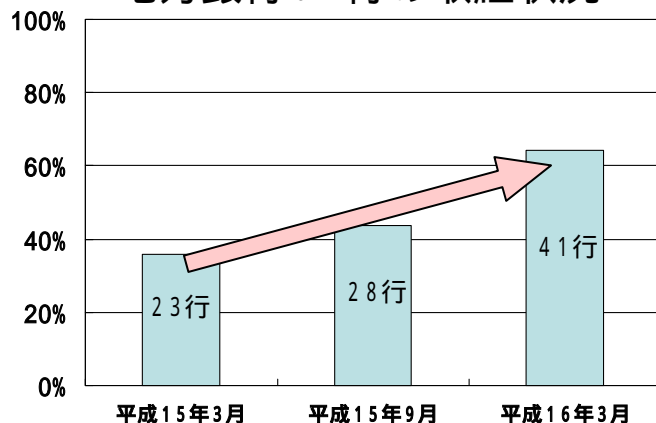
「勘定科目ごとの管理に係るチェックリスト」を中小企業者及び金融機関に提供。

平成16年 7月「中小企業金融円滑化のための施策に向けての提言」公表

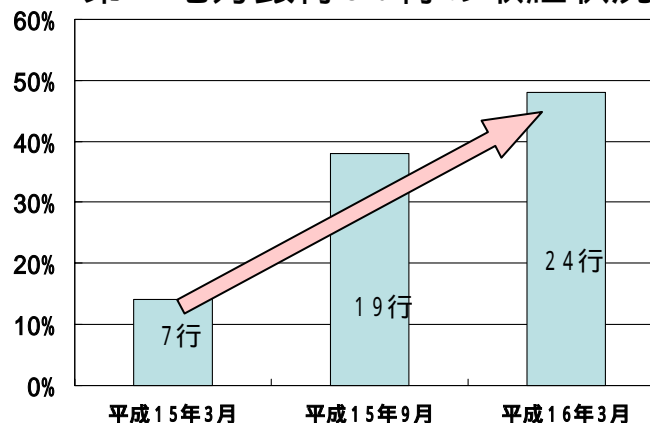
7. 各金融機関における取組状況

「リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況」(金融庁)によると、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムを整備した金融機関は、地方銀行64行のうち41行、第二地方銀行50行のうち24行、信用金庫306金庫のうち98金庫、信用組合159組合のうち14組合(平成15年度実績)に拡大。

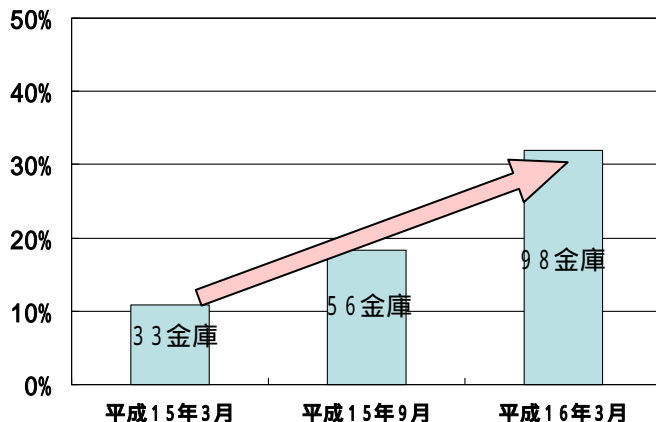
地方銀行64行の取組状況



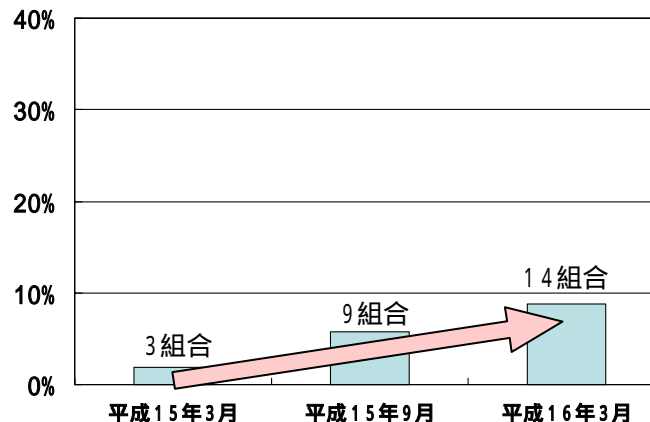
第二地方銀行50行の取組状況



信用金庫306金庫の取組状況



信用組合159組合の取組状況



8. 金融機関における先進的な取組事例

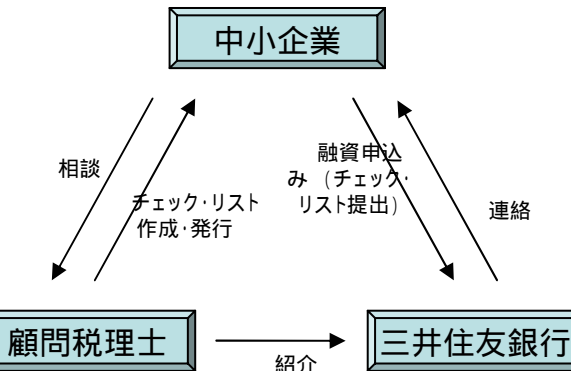
「中小企業の会計」を活用した融資スキームには、税理士等との連携や情報通信技術を活用したもの等がある。日本税理士会連合会作成の「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」を活用した無担保融資は、22金融機関23商品に上っている(平成16年9月)。

チェックリストを活用した事例

三井住友銀行「クライアントサポートローン」

- <要件>
- ・中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト提出
 - ・同チェック・リスト作成の税理士の紹介
 - ・業歴2年以上 ・税金の未納がないこと
- <金額・期間・借入利率>
- 5,000万円以下 最長5年 2.75%～

「クライアントサポートローン」の申込みの流れ

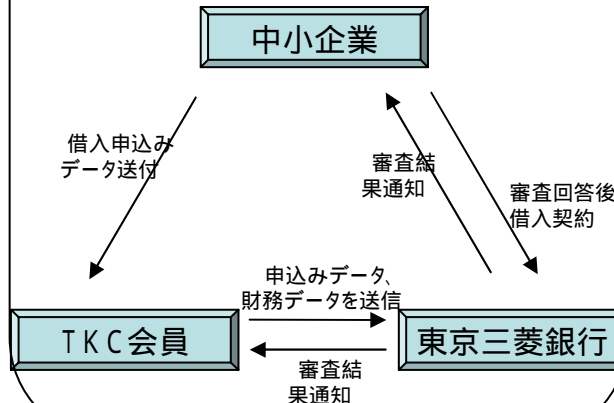


定期的モニタリング及び書面添付を活用した事例

東京三菱銀行「TKC戦略経営者ローン」

- <要件>
- ・TKC会員事務所と1年以上の顧問契約
 - ・「TKC財務会計システム」利用
 - ・業歴2年以上 ・債務超過でないこと
 - ・2期連続経常赤字でないこと
- <金額・期間・借入利率>
- 5,000万円以下 最長5年 1.5%～

「TKC戦略経営ローン」の申込みの流れ

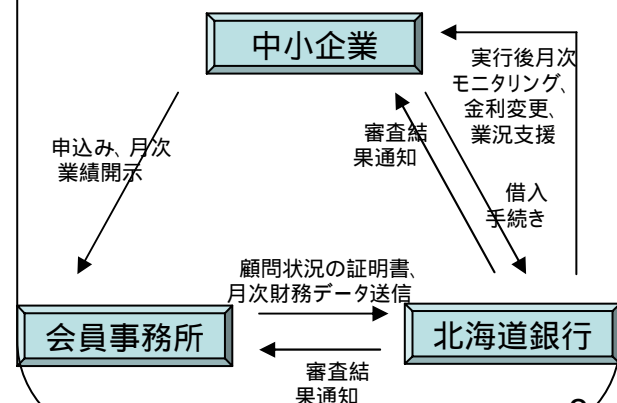


定期的モニタリング及びコベナンツによるリスク管理を行っている事例

北海道銀行「Do it」

- <要件>
- ・財務会計ネットワーク研究会所属事務所と6ヶ月以上の顧問契約
 - ・日本プロマイト「財務会計ネットワーク」利用
 - ・業歴2年以上 ・税金の滞納がないこと
- <金額・期間・借入利率>
- 3,000万円以下 最長5年
1.875%～8.000%(決算期毎に業績連動)

「Do it」の申込みの流れ

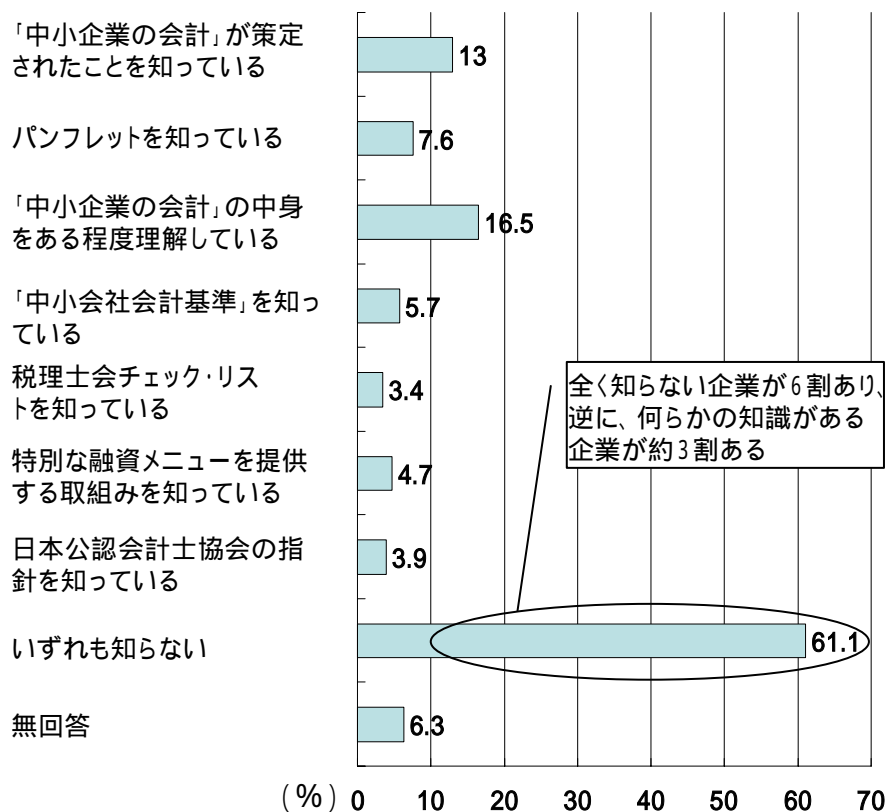


9. 中小企業の意識調査結果

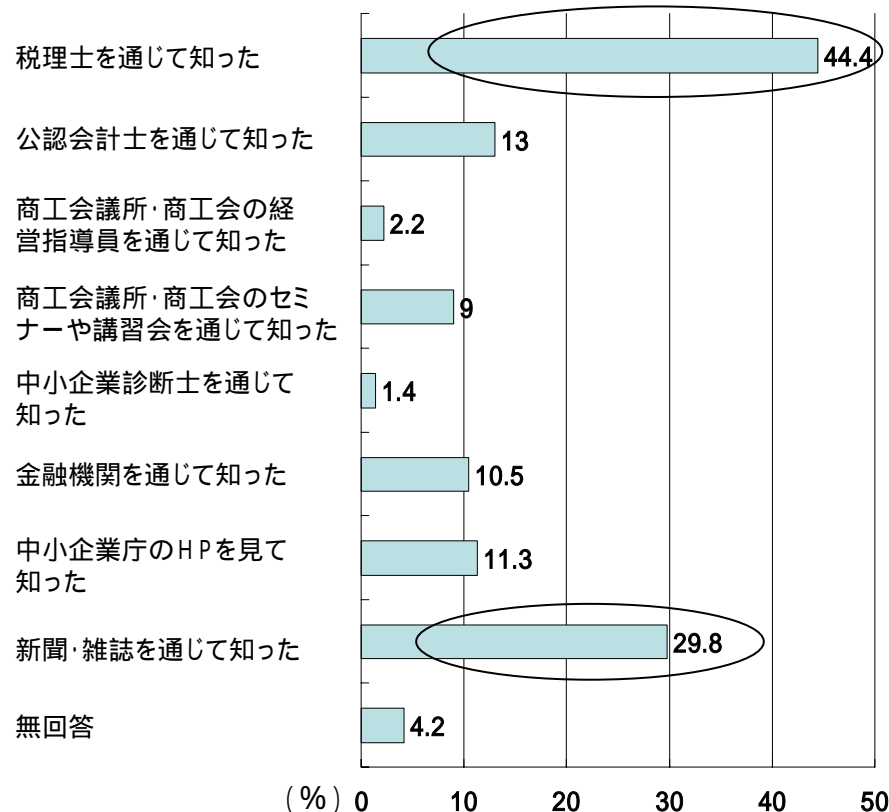
(資料4 - 3 参照)

「中小企業の会計」は策定から2年を経て、3割超と一定の認知を得ているものの、全く知らない企業も6割以上あり、さらに普及の余地がある。「中小企業の会計」は税理士や新聞等を通じて知られることが多い。

「中小企業の会計」についての認知度について



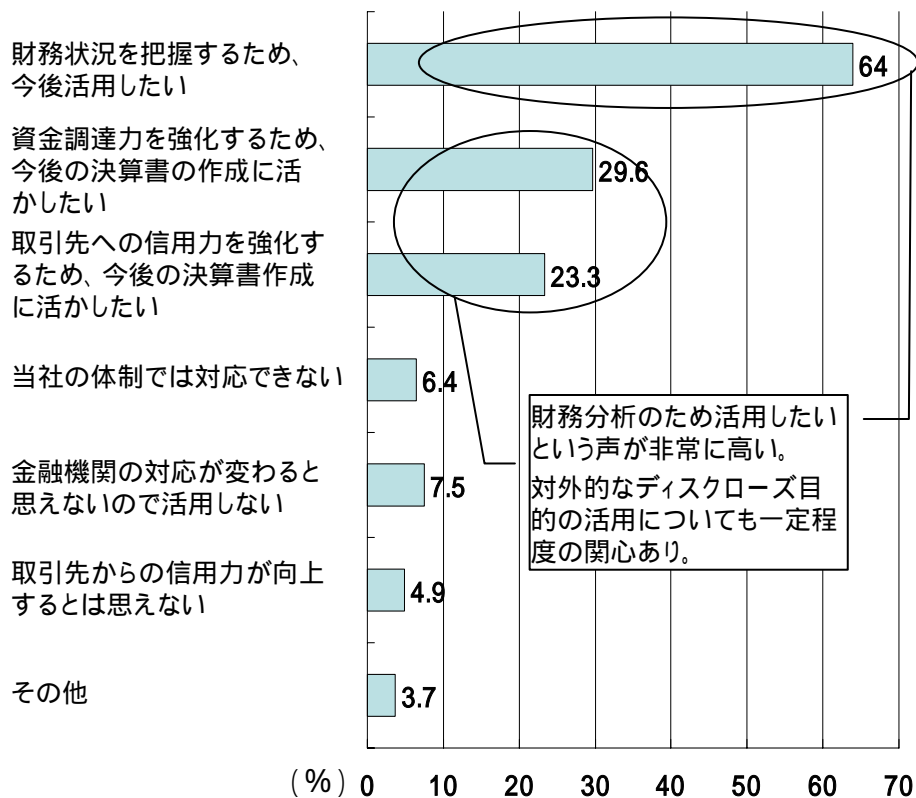
「中小企業の会計」を知ったきっかけ



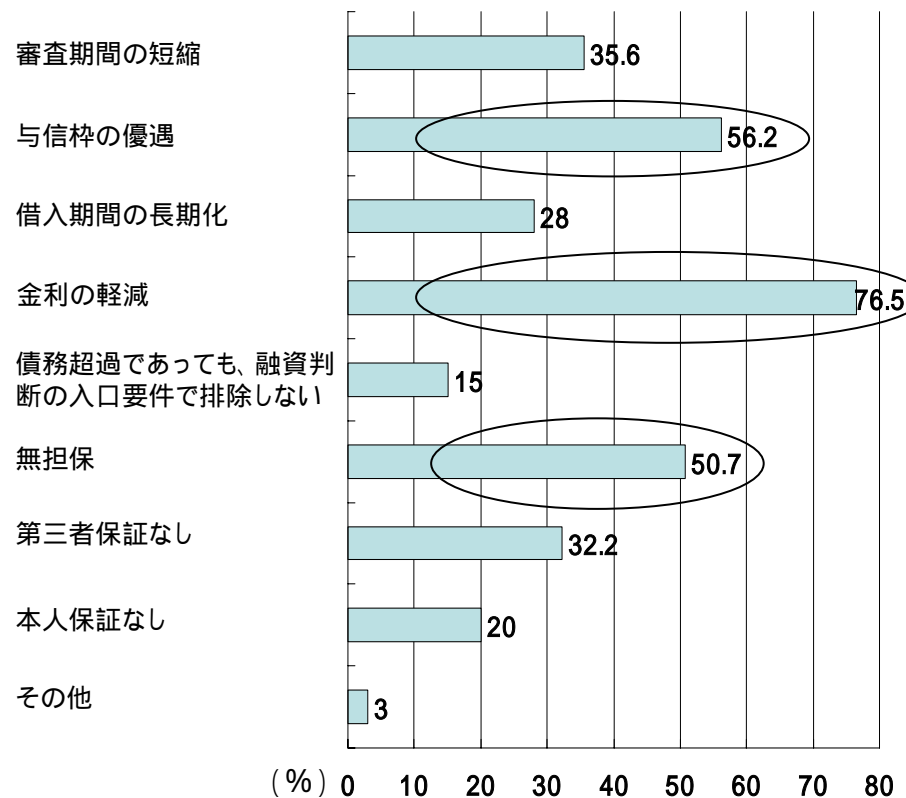
10. 中小企業の意識調査結果

「中小企業の会計」の今後の活用方法として財務状況を把握することが最も多く、続いて資金調達力の強化や取引先への信用力の強化を挙げる企業が多い。金融機関に財務情報を積極的に開示するために必要なメリットとして、金利の軽減や与信枠の優遇、無担保が挙げられている。

「中小企業の会計」の自社への活用について



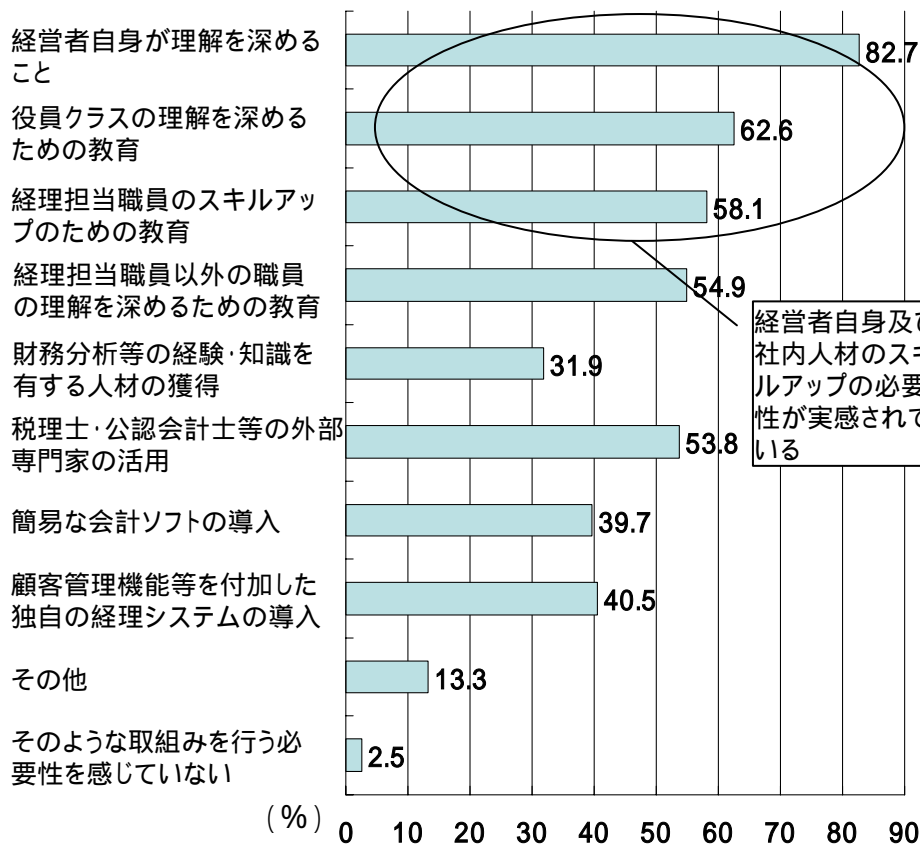
情報開示の積極化のため求めるメリット



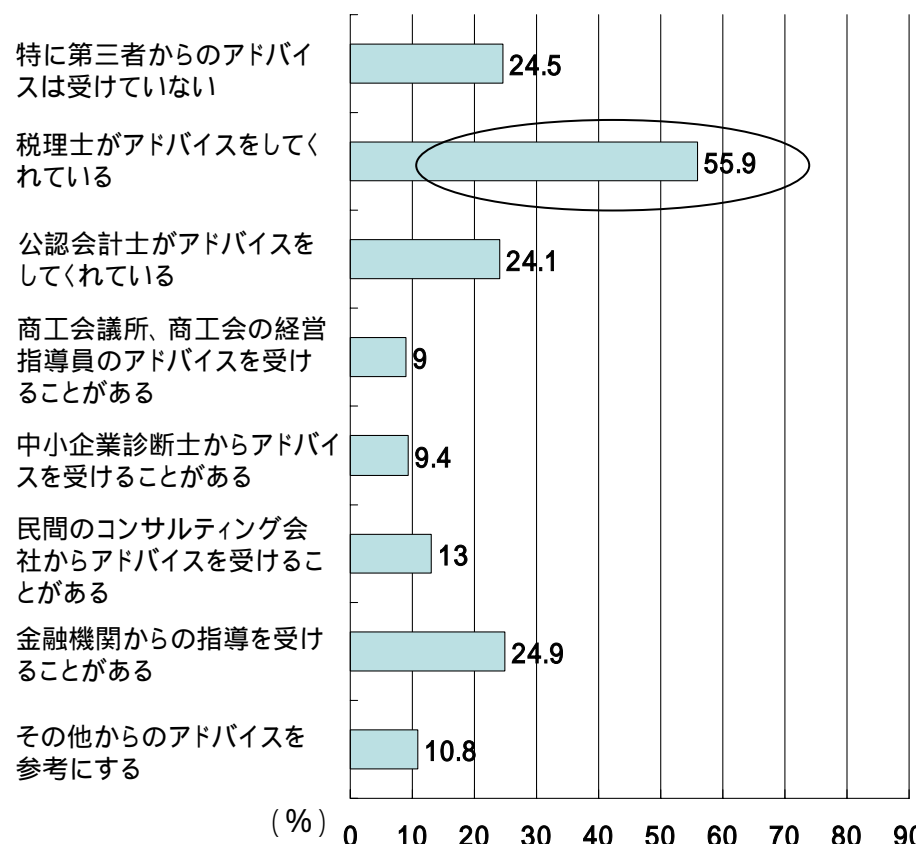
11. 中小企業の意識調査結果

計算書類の作成・分析に当たって、経営者自身や役員、担当職員の理解を深めることが必要と考えている企業が多いが、外部専門家の活用についてのニーズも高い。また、作成・分析にあたっての第三者によるサポートとしては税理士のアドバイスを受けている企業が最も多く、次いで公認会計士や金融機関のアドバイスを受ける企業が多い。

決算書の作成・分析のために必要な取組み



財務分析にあたっての第三者からのサポート



12. 今後の取組み

中小企業政策審議会 企業制度部会(平成16年11月)における審議事項

(1) 更なる普及啓発に向けた取組み

会計専門家によるコンサルティング力の強化や、中小企業内の人材育成強化が必要ではないか。

中小企業の投融資元や取引先においても「中小企業の会計」を重視する姿勢を明確にすることが望ましいのではないかと。

先駆的事例の普及・拡大や、**新たなプレイヤーの開拓**が促進されるべきではないか。

会社制度見直しによる会計参与制度の導入(P13参照)を見据え、会計参与を担う**税理士・公認会計士**により、**会計参与が成るべき基準の検討**が行われるべきではないか。

→ 「関係者が取り組む事項を「**中小企業の会計普及**」として公表(平成17年3月)を検討。

「**具体的な行動計画を一元的に提供**することにより、関係者相互の連携を促進してはどうか。」

(2) 「中小企業の会計」の見直し

中小企業の実態や企業会計基準の改正動向を踏まえ、適宜見直し・改善。平成16年度においては、**企業結合会計の在り方を検討**(P14参照)。

(3) 国際的議論への対応

国際企業会計基準審議会(IASB)から、本年6月、中小企業向けの会計基準策定に向けた検討の開始を宣言。国際的議論への対応、基準の国際的調和の在り方について検討(P15参照)。

13. (参考) 会計参与制度について

設置: 任意

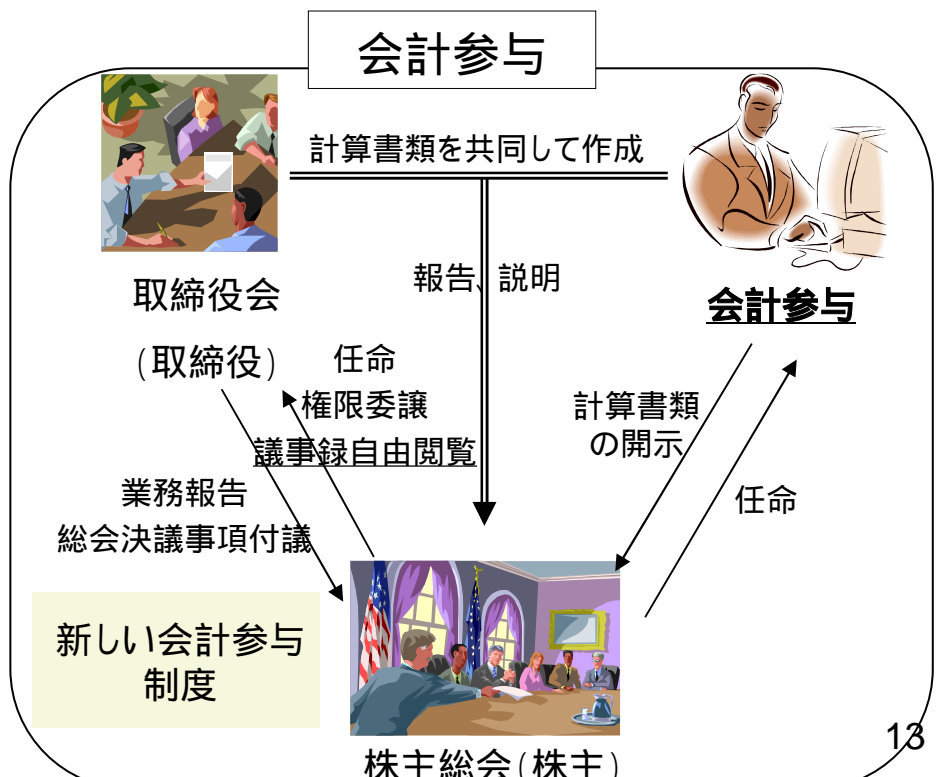
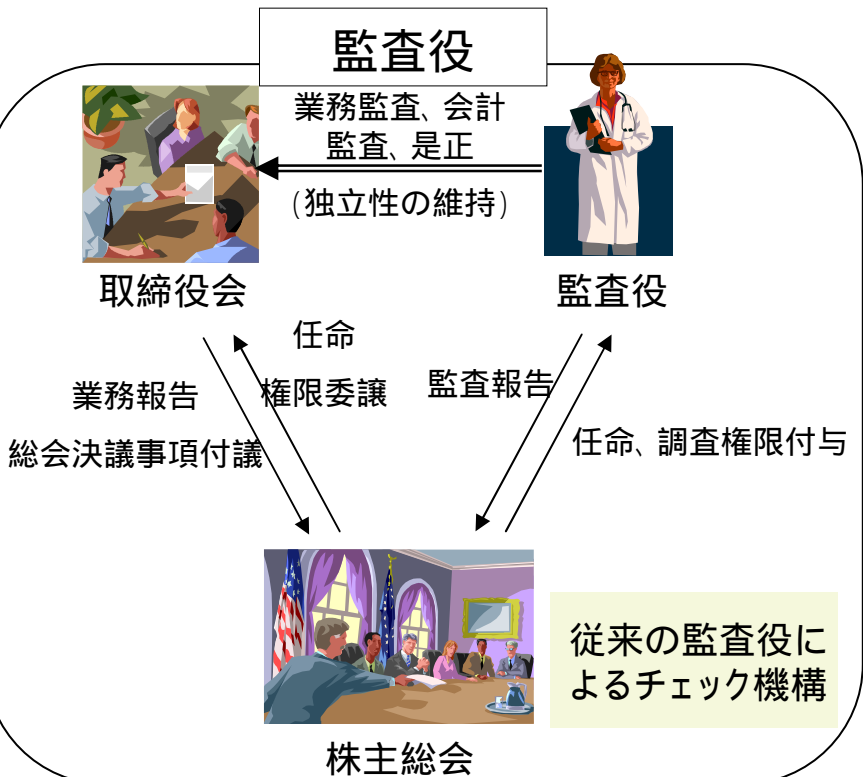
職務: 計算書類作成、総会における説明、計算書類の保存(5年)、株主・債権者への開示

資格: 税理士(税理士法人含む)又は公認会計士(監査法人含む)

兼任: 会社又は子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人又は支配人等との兼任不可

選任: 株主総会で選任 任期・報酬: 取締役と同様の規定に従う

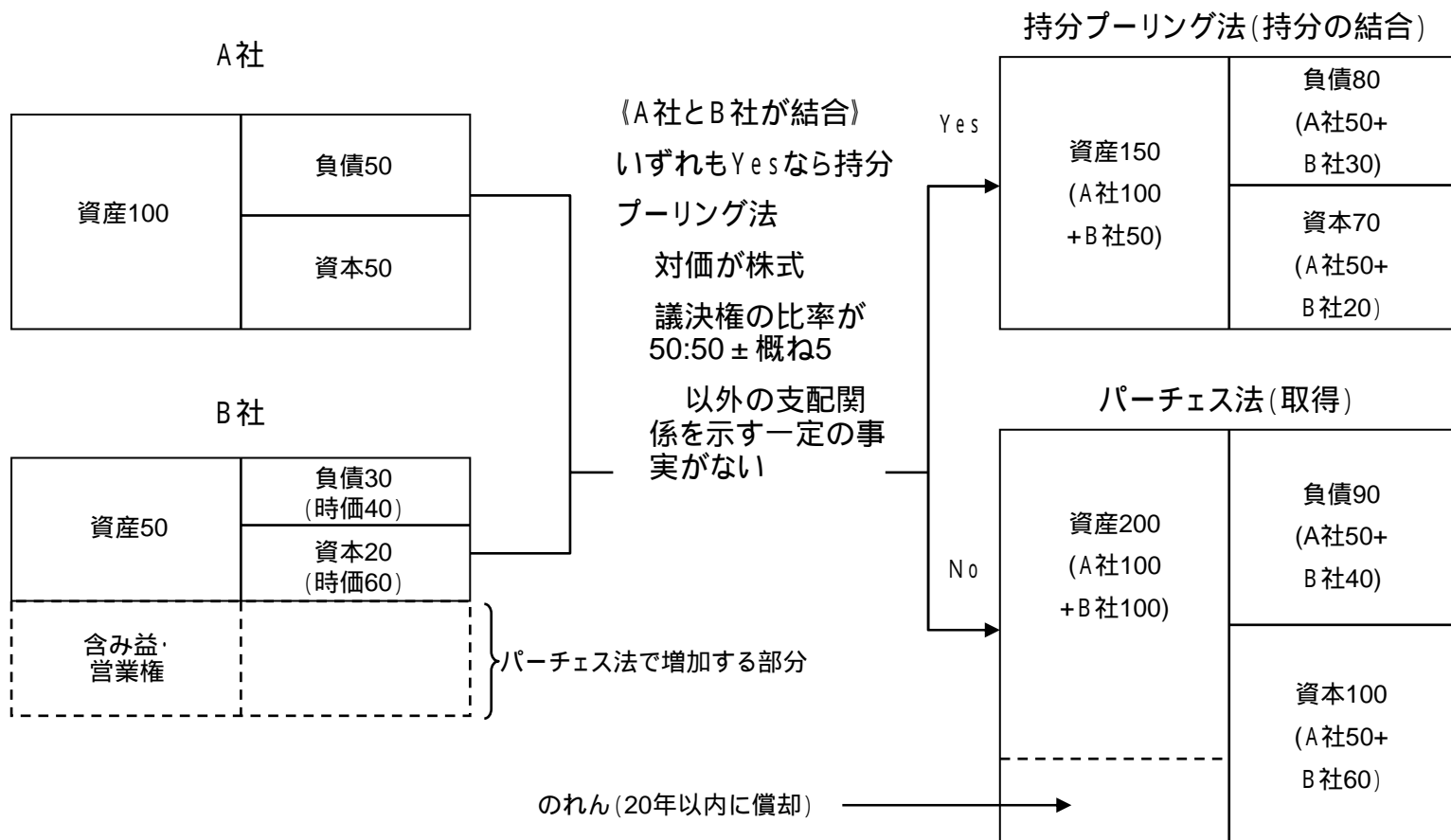
責任: 計算書類の作成につき任務懈怠があった場合、対会社責任(過失責任)及び第三者責任(重過失責任)を負う。対会社責任については一部免除が可能。株主代表訴訟の対象となる。



14. (参考) 企業結合会計の概要

企業が合併や営業譲渡、買収その他の組織再編(これらにより企業や事業が一つの報告単位になることを「企業結合」という。)を行った際の承継資産及び取得価額の評価方法につき包括的なルールを設定した会計基準。

主な処理としては、企業結合の実態を「取得」と「持分の結合」に分け、前者については時価評価を、後者については適正な簿価による引き継ぎを、それぞれ適用する。



15 . (参考) 国際的動向について

中小企業向けの会計基準を作成する試みは国際的にも進められている。本年6月に開催された**国際会計基準審議会(IASB)**においては、中小企業向けの会計基準の策定に向けた検討の開始が宣言され、基本的な論点について各国から意見を募ったところ。(資料4 - 4 参照)

意見募集の論点(例)

- ・IASBは、中小企業向けの特別の基準を開発すべきか
- ・中小企業向けの基準の目的は何か
- ・IASBの中小企業向けの基準書はどのような企業への適用を意図するか

IASB:International Accounting Standards Board の略。ロンドンに本拠地を置き、2001年より活動を開始した。14人の委員は9カ国に居住(うち1名は日本人)。一般目的財務諸表の透明かつ比較可能な情報を目的とする世界的な会計基準を開発することを公約している。



中小企業庁も意見を提出 (資料4 - 5 参照)

- ・中小企業政策審議会企業制度部会で策定した「中小企業の会計」を紹介
- ・「中小企業の会計」の普及に向けた取組みをIASBに紹介
- ・IASBの今後の検討に当たって、我が国の状況の調査の必要があれば協力する旨通知